

体育館よりも駐車場を広く

8月3日には長寺センターの改築工事安全祈願祭(起工式)がありました。体育館の併設については住民合意が得られたとは考えられませんが、現在の駐車場はきわめて狭いので広い場所を確保したい」とした当初の計画にも自ら矛盾します。そのうえ、財政難のなか、借金を積み重ねる箱物建設に批判が集まっています。

甲良町は「苦しいはずなの？」

「カネがない、カネがないと言いつつ、町有地はただで貸し、ボンボンと箱物をたてる」と町民から批判が相次いでいます。大町議員と西澤議員が共同で提出した「なぜ体育館ですか」との質問状に対し、16日には山本町長答で回答が返されました。その回答によれば、「なぜ体育館併設か」に対して「6百円を超える大きな子であり、それなりの多目的スペースが必要」との意見が建設委員会でも論議された、としています。しかし、用地の買収以前はもちろんだ、基本設計予算が承認された段階でも町民・区民の意見を反映する機会が設けられませんでした。

改築図面のない 予算提案認める

町民から強い批判を受けた改築図面のないまま予算を提案したことを認めました。体育館についての加算がないことを説明したが、との問いに「全体を通して説明を行っている」としながら、補助要綱の加算制度を説明しなかったことについてはふれていません。【全文は裏面に】

「駐車を広く」に 矛盾した町の決定

大町、西澤両議員は回答に対し、共同コメントを発表しました。その主なものは次の内容です。
1、改築そのものには異論はなく、財政難のなか、税金の使い方を節約し、体育館よりも駐車場が広くなるように努力すべきではないか。

(町の請では27台の駐車スペース)
2、隣保館への体育館併設は区民アンケートを取ったわけでもなく、もとより、隣保館の改築を、特別法の終了のもと、どうするのか、広く町民の議論を起すことには見受けられない。解放同盟

ある町民の声 負担は結局町民に

各字に「体育館」のようなものがあれば、ないよりはまし。しかし、いま、東西小学校の体育館ではとてもたりんという状態ではない。祭りや文化祭といったって年に何回あるか。建てるたびに潤うのはごく一部の業者や。しかも大きな工事は町外業者がもっていく。維持管理も負担するのは結局町民や。

が実質主導の「同促」内の「議論」であり、町民が納得するだろうか。
3、さらに、体育館併設は次のように多くの矛盾をかかえている。

合併前の駆け込み的傾向が強く、彦根市との合併後、維持管理に大きな負担がかかり、「町・区の負担」が増える可能性が高い。

東小学校体育館の利用状況との関連で、是が非でも「体育館が必要な状況とは思えない」。

本町の財政状況は「自主財源に乏しく」「ひっ迫」と常々説明を繰り返しており、なかかつ8千万円をこえて追加支出をしても、緊急に建設が必要な施設」との説明ができるのだろうか。

一部地域の特別扱いは 住民交流の最大の障害

4、本気で「東字区のコミュニティセンター」にしたいのであれば、その最大の壁となっている「特定地区の特別扱い」を当然とする基本姿勢をキツパリと清算することが何よりも優先すべき課題だと考える。【全文は裏面に】



02年8月29日の「隣保館運営要綱」改正とは？

地域総合センターの事業内容の根拠となる「隣保館運営要綱」は、1969年12月の制定以来、1993年4月の要綱まで、「同和对策事業推進の拠点施設」と位置づけられていたものを、同和特別法の終了を受け、この改定で「同和」の表現を全面的になくし、広く社会福祉事業としての運営・目的に焦点をあてたもの。



甲良民報

NO253 2004年8月5日
発行：日本共産党甲良町支部
支部長 西澤伸明 在士 463
Tel・Fax：38-4949
日本共産党のホームページ
<http://www.jcp.or.jp>
【月3回発行 月初めか月末原則休刊】

町 = 「それなりのスペース必要、地元で論議」

7月16日付にて長寺総合センター体育館併設について回答を求めていた問題で町当局より回答がありました。質問、回答ともに紙面の都合で、趣旨は変えずに要約・簡略しています。

問1、長寺地域総合センター改築に関し、なぜ体育館の併設が必要なのか、また、どのような住民要望を掌握されたのか明らかにされたい。

答:600戸を超える大きな字であり、多数の方々の集会や軽スポーツや文化祭等して周辺地域との交流事業を開催するには、それなりの多目的なスペースが必要との意見が当初より地元建設委員会で論議された。また、区民の理解を得るために3回にわたり自治会役員会(評議員会)にて説明を行い理解を求めてきた。

問2、広い用地の確保は「駐車場確保」が主な理由ではなかったのですか。

答:一つの要因であったのは事実である。

問3、木の交流館や保育センターなど、早くから図面が示されたが、3月議会において図面の提示がなかったのはなぜか。

答:3月定例議会閉会後にある議員から指摘を受けたので、4月の全員協議会で図面を提示させていただいた。

問4、4月13日の全員協議会で改築用地を「長寺1745番地」との説明があったが、それ以前に行った県との事前協議における改築用地の「確約書」は児童公園となっていたとのことだがなぜか。

答:県に事業内容の事前協議を行ったのは平成16年2月16日付けにて長寺1745番地で提出しており児童公園のことは、非公式に相談をしてきた経緯はあるので県は建物のみ補助対象となる事から、建物の内容を主として国へ提出いただいたことと思う。

問5、議会に対してもまた、長寺地区同和事業促進協議会に対しても隣保館併設の体育館には補助金がつかないこと、及び加算がないことを説明しましたか。

答:全体を通しての説明を行っている。

問6、同じく、補助要綱の積算根拠を説明しましたか。また、説明した場合、どのような説明をしましたか。

答:上記5と同じ。

問7、体育館併設をやめれば工事総額が約8000万円(坪単価65万3千円)節約できる計算です。「本町財政はひっ迫」と警笛を鳴らしていることから見れば体育館併設をやめるのが順当ではありませんか。

答:今後の利用を考えると必要であると思います。

問8、センター設置の根拠となる「隣保館運営要綱」が2002年8月29日に改正されているが、改正趣旨を町民の代表たる議会と長寺地区同促と呉竹地区同促、及び両区民に説明したか。

答:平成14年度3月議会において、甲良町地域総合センターの設置に関する条例の一部を改正している。

施設の目的として、社会福祉法に基づく事業を行うこと、福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、また、人権・同和問題の解決に資する施設として位置づけをした。

2002年度の新要綱は従来の要綱を踏襲し、隣保館の目的を「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点」と位置づけ、「生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため各種事業を総合的に行う」と明記している。

隣保館が「人権課題の解決のため」という同和問題を軸としたさまざまな人権問題の取り組みを行う施設として、地元同促でも説明を行っている。

財政難の中、税金を節約し、 体育館よりも駐車場を広く

上記の回答に対し、大町、西澤両議員は次の共同コメントを発表しました。

- 1、改築そのものには異論はなく、財政難のなか、税金の使い方を節約し、体育館よりも少しでも広い駐車場を確保するよう努力すべきではないか。
- 2、隣保館への体育館併設は区民アンケートを取ったわけでもなく、もとより、隣保館の改築を、特別法の終了のもと、どうするのか、広く町民的論議を起こしたようには見受けられない。解放同盟が実質主導の「同促」内の「論議」であり、町民が納得するだろうか。
- 3、さらに、体育館併設は下記のように多くの矛盾をかかえている。
改築理由の一つであった「多くの町民が集まれるため」の広さに反し、駐車場が狭くなること。
補助加算がなく町民の負担が増大し、機能としても中途半端。補助限度内の改築規模にすべきである。
合併前の駆け込み的傾向が強く「彦根市との合併」後、維持管理に大きな負担がかかり「町・区の負担」が増える可能性が高い。
東小学校体育館の利用状況との関連で「是が非でも」体育館が必要な状況とは思えない。
本町の財政状況は「自主財源に乏しく」「ひっ迫している」と常々説明を繰り返しており、なおかつ8000万円をこえて追加支出をしてでも「緊急に建設が必要な施設」という説明ができるのだろうか。
- 4、本気で「東学区のコミュニティセンター」にするのであれば、その最大の壁となっている「特定地区の特別扱い」を当然とする基本姿勢をキツパリと清算することが何よりも優先すべき課題だと考える。
- 5、隣保館運営要綱の2002年8月29日改正は「同特法」の終了を受け、従来の「同和对策事業の推進拠点」の位置づけを無くしたことに中心がある。改正要綱は人権課題が「同和問題を軸とした」など一言も述べていない。「同和問題は人権課題の中心」との町当局の方針が間違っているのではないだろうか。